

第7号議案 令和7年度川内すわこども園 SECOND 事業計画（案）について

令和7年度 事業計画

幼保連携型認定こども園 川内すわこども園 SECOND

まえがき

令和2年4月に開園した本園も、今年度で6年目となる。これまでの5年間、「子どもも大人もわくわく、ドキドキ」というコンセプトを基に、子ども主体の保育を大切にし、園生活の中で子どもたちの興味や関心に寄り添うような保育を重ねてきた。

令和7年度のテーマは「アタッチメント」愛溢れる保育を行っていきたいと思っている。そして保育の質のさらなる向上のためにも、保育の環境と、チーム保育を意識しながら、保育環境の質を高めていくこと、保育のチーム力を高めていくことに尽力していきたい。公開保育や保育研究、実践発表を引き続き行っていきたいと思っている。

セカンドでこれまでの5年間で築きあげてきた保護者との信頼関係を軸に、これまで以上に職員一丸となって、さらなる保育の質の向上を図り、地域との信頼関係を構築し、子育てに愛溢れる場所を提供していきたい。

1 園の概要・保育の基本方針等

(1) 川内すわこども園 SECOND の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	川内すわこども園 SECOND
所在地	鹿児島県薩摩川内市中郷3丁目327-1
電話番号	(0996) 24-8400
代表者氏名	園長 帯田 英児
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認可年月日	令和2年4月1日

(2) 施設の目的

社会福祉法人諏訪福祉会が設置する川内すわこども園 SECOND（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(3) 教育・保育の基本方針

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

本園の教育・保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。

また、認定こども園の社会的役割を十分に果たしていくために必要となる保育環境整備に努めます。さらに、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

(4) 保育教諭として大切にしたいこと

大切にしたいこと① 養護及び教育の一体的提供

保育教諭等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助します。

養 護	十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
－5領域の内容と指導のポイント－	
健 康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と係る力を養う。
環 境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活の中に取り入れていこうとする。
言 葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表 現	感じたこと、考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

大切にしたいこと② 認定こども園教育・保育要領に沿った保育の展開

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人ひとりの発達に応じた教育・保育を目指します。
- ・本園の実態に即した教育・保育課程、指導計画を作成します。
- ・保育の計画や保育の記録等を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めます。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領のほか、保育所における感染症対策ガイドライン、保育所における食事の提供ガイドライン、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン、保育所における自己評価ガイドラインの趣旨や内容の理解を図ります。

大切にしたいこと③ 「遊びこむ子ども」の育成

- ・乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、教育・保育内容の充実を図ります。
- ・子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮します。
- ・子どもの活動が豊かに展開されるよう、認定こども園の設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めます。
- ・保育室は温かく親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮します。
- ・子どもが人と力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えます。

大切にしたいこと④ 「みえるこども園」へ教育・保育の可視化

- ・子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
- ・地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に対し保育の内容を適切に説明します。
- ・保育のプロモーションを充実させます。（園だより・パンフレット・ホームページ・公開保育等）
- ・入園する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対しては、積極的にその解決を図ります。

(5) 保育目標～めざすこども像～

① 素直で明るい元気な子ども

- ア 豊かな心をもち、自ら学び、自ら行動する生きる力を養い、たくましく生きる子どもを育てる。
イ 明るく元気なあいさつができる子どもを育てる。

② 意欲的にあそべる子ども

- ア くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的にあそぶ力を育む。
イ 積極的にあそびや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
ウ 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。

③ 思いやりのある子ども

- ア 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
 イ 恵まれた地域の自然環境に触れて、感謝と思いやりの心を育てる。

④ がまんできる子ども

- ア 最後までがんばり通す強い意志を持つ子ども、我慢できる心を育てる。
 イ 豊かな人的環境の中で、人への思いやりの心を育て、がまんすること、待つことの大切さを教える

2 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

区分	項目	面積
SECOND 川内す ども園 園	敷地	1784.63 m ²
	園庭	490.70 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
	延床面積	1524.13 m ²

(2) 設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	53.71 m ²
保育室	1室	71.50 m ²
保育室	4室	ぱんだ組（満2歳児2クラス）、53.60 m ² うさぎ組（満3歳児2クラス）、52.80 m ² こあら組（満4歳児2クラス）、53.50 m ² きりん組（満5歳児2クラス）、59.81 m ² 合計 338.83 m ²
ランチルーム	1室	110.00 m ²
調理室	1室	48 m ²
おやすみルーム	1室	45 m ²
アトリエ	1室	61.6 m ²
プレイルーム	1室	66.4 m ²
幼児用トイレ	8室	73.02 m ²
相談室	1室	9.00 m ²
保健室	1室	4.00 m ²
tetote カフェ（地域交流）	1室	50.50 m ²
保育ラボ	1室	47 m ²

3 学年及び学期

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(2) 1年を次の3学期に分けます。

1学期	2学期	3学期
4月1日から8月31日まで	9月1日から12月31日まで	1月1日から3月31日まで

4 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定めます。

	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
0歳児			15名
1歳児			15名
2歳児	5名		15名
3歳児	10名	15名	
4歳児	10名	15名	
5歳児	10名	15名	
計	30名	45名	40名

(定員125名)

5 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

(1) 1号認定子ども (教育時間認定)

利用できる曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	8時30分～14時30分 (6時間00分)	
延長保育	15時00分～18時00分	
	土曜日・日曜日・祝日	
休業日	夏季	8月10日～8月20日
	冬季	12月29日～1月6日
	春季	3月30日～入園式の前日まで

(2) 2号認定、3号認定子ども (保育時間認定)

利用できる曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	標準時間利用	7時00分～18時00分 (11時間)
	短時間利用	8時30分～16時30分 (8時間)
延長保育	標準時間利用	18時00分～19時00分
	短時間利用	朝) 7時30分～8時30分 夕) 17時00分～18時00分
休所日	日曜日・祝日	
	年末年始	12月30日～1月3日
	年度末	3月30日～3月31日

6 各職種の勤務体系

職種	勤務体系	
園長	勤務時間帯 (9:30～18:30)	
副園長	勤務時間帯 (9:00～18:00)	
主幹保育教諭	勤務時間帯 (8:30～17:30)	
副主幹保育教諭	勤務時間帯 (保育教諭と同じ)	
指導保育教諭	勤務時間帯 (保育教諭と同じ)	
保育教諭	A (8:30～17:30) C (7:00～16:00) E (8:00～17:00)	B (8:30～17:30) D (10:00～19:00) F (9:00～18:00)
看護師	勤務時間帯 (8:30～17:30)	
栄養士	勤務時間帯 (8:00～17:00)	
調理員	勤務時間帯 (8:00～17:00)	
保育・子育て支援員	勤務時間帯 (8:30～17:30)、(9:00～18:00)	
事務職員	勤務時間帯 (8:30～17:30)	

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。ただし、職員の配置については、鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成26年10月10日条例第51号、以下「県条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ薩摩川内市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とします。なお、員数は入所人数により変動することがあります。

園長	1名	園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
副園長	1名	副園長は、園長を補佐し、命を受けて園務をつかさどります。
主幹保育教諭	1名	主幹保育教諭は、地域の保護者に対する子育て支援を行うと共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。
副主幹保育教諭	1名	副主幹保育教諭は主幹保育教諭を補佐し、特定教育及び保育全般についての他の保育教諭を支援します。
指導保育教諭	1名	指導保育教諭は特定教育及び保育全般についての計画や実施についての支援を行います。

保育教諭	11名	保育教諭は、特定教育及び保育に従事しその計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
看護師	1名	看護師は、保育に従事し、児童の健康管理及び看護業務にあたります。
栄養士	1名	栄養士は、給食の栄養、衛生管理、アレルギー対応及び食育に関する業務に従事します。
調理員	2名	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。
子育て支援員	1名	子育て支援員は、地域の保護者に対する子育て支援を行います。
園医	1名	園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、小児科、眼科、耳鼻科の健康診断等を行います。
園歯科医	1名	園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。
園薬剤師	1名	園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言等を行います。
事務職員	1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

8 障害児の受け入れ態勢について

障害をお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決定します。

9 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）クラス編成

年齢	クラス名	人 数	組 数
0歳児	ひよこ組	5名	1組
1歳児	りす組	21名	1組
2歳児	ぱんだ組	24名	1組
3歳児	うさぎ組	28名	1組
4歳児	こあら組	24名	1組
5歳児	きりん組	24名	1組

合計 126名

（2）年齢別保育の特徴

① 乳児（0歳児）保育の特徴

乳児期は発達の個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

② 1～2歳児保育の特徴

この時期の子どもは、保育士や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（排泄、食事、衣服の着脱など）の援助をします。また、あそびや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図っています。

③3～5歳児保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動をとおして、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立へ向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

10 年間の主な行事について ★ [REDACTED] は家族の方にご協力いただく行事です。

年間行事を通して色々な事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしていきます。			
4月	入園式	10月	HappyHalloween
5月		11月	内科健診
6月	親子バス遠足・内科健診 歯科検診・引き渡し訓練	12月	クリスマス会
7月	総合避難訓練 サマーキャンプ	1月	年始式 大地の日
8月		2月	おもいでツアーア・ 音楽の祭典
9月	セカンドフェスタ (サンドーム)	3月	卒園式 入園説明会
毎月行事	・お誕生会 ・交通教室 ・避難訓練	1回／月 (毎月21日、全園児) 4回／年 (月の上旬、全園児) 1回／月 (月の下旬、全園児)	
子育て支援事業	・延長保育事業 ・一時保育事業 ・川内すわこども園地域子育て支援センター出張ひろば	(毎週水曜日)	

11 川内すわこども園 SECOND が実施する子育て支援事業について

① 延長保育（預かり保育）事業

ア) 預かり保育・延長保育とは

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。預かり保育・延長保育の場合、通常の保育料の他に利用料がかかります。この利用料は本園に直接支払うことになります。

イ) 延長保育時間と料金基準

延長保育料	1号認定子ども (預かり保育)	450円／一日 上限11,300円 朝 (8:30~9:00)、夕 (15:00~18:00) 土曜日 (8:30~18:00)
	2号、3号認定子ども 標準時間利用	100円／30分 夕 (18:00~19:00)
	短時間利用	朝 (7:30~8:30)、夕 (17:00から19:00)

ウ) 延長保育の過ごし方について

- 午後6時以降からは、合同保育になり子どもたちはおやつを食べます。
- 異年齢児との交流の時間として、家庭的な雰囲気を心がけながら、お迎えまで楽しく過ごせるように配慮します。
- クラス担任からの引き継ぎは、延長保育担当者がきちんと記録し、伝達します。
- 保育時間が長くなるとお子さんの負担も大きくなりますので、勤務終了次第お迎えをお願いします。

② 一時保育事業

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、川内すわこども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。定員に限りがありますので、詳しくは一時保育室のしおりをご覧ください。

(一時保育事業の概要)

名 称：川内すわこども園 SECOND 一時保育事業
開 所 日：毎週月曜日～土曜日 (日・祝及び拠点施設の休園日は閉所)
開所時間：8:30～17:30 (18:00～延長保育)
職 員：保育教諭1～2名

定 員：5名程度まで (年度ごとの入所人数によって異なります。)

③子育て支援事業について (川内すわこども園地域子育て支援センターtetote-てとて-)

現代社会において少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を実施してい

ます。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。詳しくは地域子育て支援センターのしおりをご覧ください。

(子育て支援事業の概要)

名 称：川内すわこども園 SECOND 地域子育て支援センターtetote-てとて-出張ひろば
開 所 日：毎週水曜日（日・祝及び拠点施設の休園日は閉所）

開所時間：9：00～14：00（1日5時間）

職 員：子育て支援員2名、利用者支援員（社会福祉士）1名

参 加 費：無料

(活動の流れ)

- 9：00～開所・受付・出席シール・自由あそび
- 10：00～朝のあいさつ
- 10：30～設定活動・自由遊び
- 12：00～ランチタイム
- 13：00～育児相談・自由遊び
- 14：00～閉所

12 おたより、届出、提出物等について

① 本園は月ごと、行事ごとにおたよりを発行します。

〔園通信“小さな太陽”〕（月初めに発行）

今月の行事・翌月の行事・お知らせ・献立・日々の保育の様子などを載せます。

〔給食だより〕（年に2回発行）

献立の中のレシピ、食事のマナー、栄養素についてなどを紹介しています。

〔保健だより〕（2ヶ月に1回発行）

清潔、安全、病気予防、健康管理などを取り上げて載せています。

〔行事のお知らせ〕（学期ごとに発行）

◇ 年間様々な行事がありますが、その都度別紙にてお知らせいたします。

※ なお、上記の発行物については、目の届く場所に貼っておくなどして、きちんと保管してください。

13 その他

本園のHP、ブログ等（開設予定）で子どもたちの様子を写真で掲載していきます

14 給食・食育について

（1）児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	場 所
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	保育室
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	ランチルーム
3歳児		11時30分頃～	15時頃	ランチルーム
4歳児		11時30分頃～	15時頃	ランチルーム
5歳児		11時30分頃～	15時頃	ランチルーム

（2）献立について

職員と栄養士が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、増進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。乳幼児にふさわしい調理方法を行い衛生面についても十分注意し調理をしています。

（3）食物アレルギーへの対応について

アレルギーのあるお子さんには医師の指示のもとアレルギー除去食、代替食等出来る範囲で用意いたします。

（4）離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、1人1人に合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育者と栄養士がご家庭とよく連携を取って進めたいと思います。

(離乳食の進め方)

- ① 食べやすい形で
子どもの状態にふさわしい形で与える。
食べる意欲を育て、噛める子どもに育てる。
- ② 栄養と食品のバランスを考え
準備期は別として、ある程度進んだら離乳食の中に穀類・たんぱく類・野菜の三種類を合わせる。アレルギーを起こしやすい卵については、中期食まで使用しない献立にする。
- ③ 薄味で
調味料を出来るだけ使わず、素材の味を生かして調理する。

(5) 食育について

川内すわこども園 SECOND では、食育を「健康に生きていくための食習慣を身につける」ことと考え、目的として、食を通して、心身の発達を促すこと、健康の保持・増進を図ること、よい生活習慣を身につけていくことを進めていきます。

(具体的な食育の取組)

- ① 毎日バイキング給食の実施します。
- ② 每年1回の嗜好調査の実施します。
- ③ 毎月10日は食育の日として、園全体で食に関する活動を行います。
- ④ 毎月の「給食予定献立表」の配布（幼児食・アレルギー除去食・離乳食・間食）
- ⑤ 「給食だより」の配布（食事の紹介や栄養等の情報紹介、年2回発行）
- ⑥ 特別メニューの提供（発熱時、お腹がゆるいとき等）
- ⑦ クッキングの実施（ピザ作り、お月見会おだんご作り、節分の日恵方巻作り等）
- ⑧ 食材（加工前の姿）を写真で紹介（切り身でない魚等）
- ⑨ 食材との関わり（実際に各クラス野菜を栽培します。見て触れて感じていく活動を取り入れます。）

15 保健衛生について

一人一人の健康の保持及び増進確保と、こども園の子ども全体の健康を確保いたします。こどもの健康は大人の責任で守られなければなりませんが、子ども自身が健康に関する知識と技術を身につけられるようにします。

(1) 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身につけ、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組みます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

【年間保健行事】

保 健 行 事	対 象 年 齢	実 施 月
内科健診	全園児	6月、11月
歯科健診	全園児	6月

16 嘴託医等について

本園は、以下の医療機関等と嘴託契約を締結しています。

(1) 園内眼科医、小児科医

医療機関の名称	宮崎小児科
医 院 長 名	宮崎 博
所 在 地	薩摩川内市平佐町 1693-8
電 話 番 号	(0996) 20-6318

(2) 園歯科医

医療機関の名称	やなぎた歯科
医 院 長 名	柳田 英幸
所 在 地	薩摩川内市平佐町 1822-1
電 話 番 号	(0996) 20- 6480

(3) 園薬剤師

名 称	ケーアイ調剤薬局
薬 剤 師 名	薦科 和義
所 在 地	薩摩川内市上川内町 3306 番地
電 話 番 号	(0996) 21-1952

17 事故発生時及び緊急時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、教育・保育サービスの提供に伴って、本園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、本園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。なお、本園は賠償責任保険に加入しています。

18 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

防 火 管 理 者	(園長) 帯田 英児
消 防 計 画 届 出	令和2年4月
避 難 訓 練	毎月実施 年1回消防署立会い訓練実施(5月)
防 犯 訓 練	年2回実施(6月、2月)
防 火 設 備	消火器、自動火災報知設備、非常警報器具、誘導灯等
防 犯 設 備	防犯カメラ、モニター付き電気錠
避 難 場 所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：第2職員駐車場 第3避難所：育英地区コミュニティーセンター
緊急時の連絡	携帯メール連絡網(H29導入予定)、電話連絡網 連絡のつかない時もありますので、保護者の方から連絡や、お迎え等をお願いいたします。

19 特定教育・保育の記録について

特定教育・保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管します。記録は、卒(退)園後、5年間保存します。保護者は、個人情報等を除いて、保存される特定教育・保育記録の閲覧及び複写物(複写する場合は、複写代は実費をご請求させていただきます)の交付を請求することができます。

20 職員研修について(OJT、OFF-JT)

(1) 職員会議等について

・職員会議	毎月2回	・ケースカンファレンス	毎月1~2回
・給食会議	毎月1回	・チームリーダー会議	毎月2回
・ケア会議	毎月1回		

(2) 職員研修計画について

《園内研修》

・保育教諭等のキャリアパスの観点から、本園の園内研修は下記の通り階層別の研修体制とします。

初任者研修：1回／月 (経験年数1年目～3年目)	・新卒入職後3年以内の職員 ・他業界から入職後1年以内の職員
中堅職員研修：1回／2ヶ月 (経験年数4年目～6年目)	・担当業務の独力遂行が可能なレベルの職員
チームリーダー研修：1回／月 (経験年数7年目～)	・近い将来チームリーダー等の役割を担うことが想定される中堅職員 ・現に主任、副主任、各チームリーダー等についている職員
全体研修：1回／月	・職員全員参加の研修会

2.1 環境及び衛生管理並びに安全管理の実施体制～認定こども園運営の組織化～

(1) 委員会体制

保育教諭等の専門性は、組織の理念や方針等の共通理解、個人の主体性や意欲、職員間の信頼関係と協働性、評価や研修等の計画的実施などの要素によって向上します。認定こども園運営の中でも特に重点項目であるリスクマネジメント、保育の質、食育の推進の3つの部門に関しては委員会制度とし、組織的に取り組みます。

2.2 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 子どもへの虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙行為
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

また、本園では園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	職名(資格等)	氏名
	園長(社会福祉士)	帶田 英児

2.3 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

(1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、小・中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。さらに災害時などにおいては、園が被災者や地域の方々の生活を支える上で、重要な役割を担っています。こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施しています。

(具体的な取り組み)

◆地域の人、資源と関わり楽しめるような工夫

- ・地域のマンパワーを生かした『子育て応援団』事業の実施
- ・『こども食堂』の実施
- ・保育教諭による無料おはなしサークル
- ・学生ボランティア、職場体験の積極的な受け入れ
- ・各種地域のイベント、商工会等各種団体への積極的な協力

(2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設けて、子どもが小学校生活に対する見通しを持てるようになることも大切です。核家族化や地域の子ども集団において、年上の子どもと接することが少なくなりつつある現代社会においては、こうした子ども同士の触れ合いを通して、子どもが自ら成長していくイメージを持つことは貴重な体験となります。行事等を活用するだけでなく、より日常的に接する機会を持つように積極的に連携を図っていきます。

(具体的な取り組み)

◆定期的な小学校との関わり

- ・小学校とのネットワーク構築事業
- ・小学生との定期的な交流事業（育英小学校、可愛小学校、亀山小学校等）
- ・幼保小連絡会への積極的な参加
- ・卒園児認定こども園園児指導要録の送付

24 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えています。

苦情受付	苦情受付担当者	主幹保育教諭	遠矢 みちる
	苦情解決責任者	園長	帶田 英児
第三者委員	監事	竹之内 敏彦	
	監事	加治屋 秀則	
ご利用時間	8:30 ~ 17:30		
電話番号	(0996) 24-8400	FAX	(0996) 24-8401